

HIV 検査・郵送検査における制度・法的根拠の課題分析と解決方法の検討

研究分担者：渡會 睦子 東京医療保健大学 医療保健学部
研究協力者：柳澤 雅子 東京医療保健大学 医療保健学部 (研究補助)

研究要旨

これまで郵送検査の陽性率や受検動機、郵送検査の実用性の調査を検討してきたが、郵送検査の検討実施には、現在、法的に未整備な部分が未だ存在するといわれている。

本研究では、2019 年度、中核市保健所と共に検討を重ね、HIV 検査における郵送検査の導入を試み、郵送検査実施の制度・法的根拠の課題抽出を行い、抽出された課題に対する制度・法について調査した。これらは、2020 年度以降の研究である HIV 検査・郵送検査のガイドライン・制度の検討の根拠としていく。

A. 研究目的

UNAIDS は 2030 年までに HIV/エイズの流行を終息させる目標の達成のため、「90-90-90 ターゲット」を目標としているが、現在日本では HIV を含む性感染症の予防普及啓発が難航している現状にある。そのような中、保健所等における HIV 検査件数は減少傾向にあり、2000 年頃より導入された郵送検査は年々増加し、2017 年は保健所等 123,432 件、郵送検査は 99,838 件と保健所等の検査に追いつく勢いとなっている。これまでの研究において郵送検査の陽性率の検討から見た精度、受検動機等の研究を進めてきたが、郵送検査の受検動機には「病院や保健所へ行く時間がなかった」「人に対面して検査を受けたくなかった」がそれぞれ 40%を超えていた等、郵送検査の実用性の調査も進んでいる¹⁾。

このような現状の中、郵送検査は現在法整備が進んでいないため、HIV 検査における郵送検査における制度を明らかにし、法的根拠の課題分析と解決方法を検討することが喫緊の課題になっている。

よって、本研究では 2019 年度、HIV 検査における郵送検査の制度・法的根拠の課題抽出を行い、次年度より、HIV 検査・郵送検査効果的な受検勧奨のための制度・法的根拠を応用した実施可能な課題解決方法を検討する。

B. 研究方法

1. 実際の郵送検査導入と課題検討

時期：2019 年 4 月～2020 年 2 月

対象および方法 (2019 年)：

- 1) 実際の郵送検査導入に関する課題検討
郵送検査導入における課題について、東北・四国・中国を中心とした各自治体の公衆衛生医師・保健師・事務職員と抽出し検討する。
- 2) 中核市保健所における郵送検査の実施

2. 郵送検査の制度・法的根拠の課題

時期：2019 年 4 月～2020 年 2 月

郵送検査実施にあたり、1.の郵送検査導入における課題を抽出し法的根拠の検討を行う

C. 研究結果

1. 実際の郵送検査導入と課題検討

1) 保健所における郵送検査の実施

某中核市保健所と郵送検査キットを導入した HIV 検査を実施した。

郵送検査キットで検査できる項目は、HIV・梅毒の 2 項目とし、HIV のみでなく現在流行しており関心の高い梅毒も同時に行うことで検査行動へ結び付けた。

2) 検査体制

- ・ 郵送検査キットは、郵送検査キットの精度調査で、精度が高くフォローアップ体制も十分に準備されていると評価を受けた A 社の郵送検査キットを用いた。

- ・ 検査キットの取り寄せ、検査、結果の入手、カウンセリングは郵送検査業者のシステムを導入した。

3) フォロー体制

検査相談等のフォロー体制について、中核市保健所 HIV 担当者・中核市保健所におけるカウンセリング担当保健師・医師との打ち合わせを重ね、県庁感染対策課からもポスター掲示、検査実施・フォロー体制に対する許可を得た。

フォロー体制として、保健所の相談窓口、研究班メール相談、ぶれいす東京の相談電話を準備した。

郵送検査キットの中には、性の健康カウンセラーの電話相談の案内が入っており、郵送検査会社のフォローアップ・相談窓口もフォロー体制の中に組み込んだ。

4) 検査の流れ

- ・ 保健所が、保健所・大学等の教育機関・商業施設にポスター500枚の掲示を依頼し掲示。
- ・ 住民がポスターの二次元バーコード、その他ニュース・新聞の二次元バーコードを読み込み申し込み、郵送検査キットを入手。
- ・ 検体を自己採取。
- ・ 検体を業者に郵送。
- ・ ID/パスワードで検査結果を入手する

5) 倫理面への配慮

研究の遂行、研究結果の公表などすべての過程において、調査参加者のプライバシーは完全に保護されていることを確約している。検査の申し込みから検査結果を得るまでは、本人が設定した ID と Password でのみ情報を識別するシステムとしており、個人情報である氏名・住所等は研究者も入手することができず、秘匿性は十分に確保した。調査票の記載・返信は、自由意思とし、研究対象者は研究参加の有無にかかわらず不利益を被らないことを保証した。本研究は東京医療保健大学ヒトに関する研究倫理委員会にて承認を得た。開示すべき COI 関係にある企業などはない。

6) 実施期間

住民対郵送検査のポスターからの申し込み受付は2020年2月～3月15日まで、検体提出は3月27日までとした。

2. 郵送検査の制度・法的根拠の課題

1. 中核市保健所における郵送検査の実施に伴い、保健所における郵送検査導入時に抽出された課題には、

保健所における郵送検査導入方法には、

- ・ 一過性のキャンペーン等の検査
- ・ 継続的に据え置く検査
- ・ 週1回の検査時に対応する検査

の3つが考えられる。

また、実施主体としては、

- ・ 保健所の場合：保健所の検査を代行する手段として郵送検査を導入
- ・ 業者の場合：業者が保健所の検査とは別に実施

カウンセリング方法では

- ・ 郵送検査後に保健所保健師がカウンセリングする
- ・ 業者のシステムを導入し、業者のカウンセラーが相談に応じる

等の方法があるが、保健所への郵送検査導入のためには、法的な根拠の検討が必要であった。それらについて、2)以降の法律に関する課題に挙げる。

1) 保健所での郵送検査実施上の法律に関する課題

(1) 一般業者の検査実施とは異なり、公的機関の実施においては法律のグレーゾーンを拡大解釈するのではなく、法律上明確な内容での実施が必要である。

(2) 管理医療機器販売業・貸与業届を、保健所が保健所に出す必要がある。

地方では、自治体の体制上医師・薬剤師の存在がない場合があり、「特定管理医療機器（郵送検査キットのランセット(注射針)が該当する)」の取り扱いには、医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」修了が必要となる可能性がある。

2) 一過性に行うキャンペーン・イベント等で据え置き・配付する際の問題点

医療機関ではない特定管理医療機器管理者のいないところでは配付はできない。百貨店や公民館等における一時的な出張販売を行う場合、医療機器販売業の許可(届出)が必要である。

特定管理医療機器管理者がいれば配付可能である。

3) 郵送検査キットを保健所で配付するための条件

- (1) 管理医療機器を取り扱う場合、取り扱う医療機器の区分に応じた資格を有する営業管理者を設置する必要がある。これには医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者がいれば配付可能である。それ以外は販売管理責任者講習の修了が必要である。
- (2) 管理医療機器販売業・貸与業届が必要となる。これには保健所に検査キットを設置して配付することは授与になるため、担当課は保健所薬事課に届け出が必要となる。
- (3) 医療機器の譲受け及び譲渡に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。これには保健所において、不特定の者が誰でもとっていけるというような運用であっても、日々設置数（在庫数）から計算することで配付数を確認することができる。よって、記録は残すことができる。（努力義務）

4) 保健所の郵送検査実施前後のフォローアップ体制（カウンセリング）に関する研修会での意思統一の必要性

- (1) これまで保健所における HIV 検査では、検査前後のカウンセリングを行い、今後の予防を行っていくことができるよう重要視してきた。
- (2) 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省告示第 9 号 保健所等における検査・相談体制の中で、「都道府県等は、関係機関と連携し、受検者のうち希望する者に対しては、検査の前に相談の機会を設け、必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査を行うことが重要である。」と明記されている。
- (3) 検査前に対面してのカウンセリングは大変大切ではある。しかし、対面したくないため郵送検査を受けているユーザー調査結果と相反するものとなる。

5) 公衆衛生医師・保健師への focus interview

公衆衛生医師・保健師への focus interview では、

- ・ 「検査キットについて説明し手渡しをするのであれば、まずは保健所で丁寧なカウンセリングをしてから、検査を進めたいというまじめな気持ちでスタッフは向き合っている。」
- ・ 「保健所で顔を見て相談を受け、予約制で丁寧に仕事をし、その後に採血した人が結果を確認に来ることで本人であると確認できている。」
- ・ 「検査陽性時の対応について、急な来所も想定される。医師・保健師を常時対応することは困難である。」との声があった。
また、郵送検査結果から保健所の確認検査へ紹介されることへの違和感があり、
- ・ 「検査結果を持ってきた人が、検査をした本人であるか確かでない。」
- ・ 「郵送検査（スクリーニング・プレ検査）結果が陽性であっても、保健所に相談に来たときには、確認検査からの開始ではなく、スクリーニング検査から実施したい。」等の意見があった。
→郵送検査結果を持参した場合、保健所では郵送検査結果をプレ検査とし、保健所でスクリーニング検査を実施することで対応した。これ以外の意見については、保健所に郵送検査キットを設置するのではなく、ポスター・チラシを設置し、そこから郵送検査業者に希望者が直接申し込むシステムをとることで解消した。また、検査陽性時の急な来所の対応では、郵送検査業者の専門スタッフによるカウンセリングを実施し、保健所の負担を減らすことで対応した。

6) 陽性者が医療機関につながらないのではないかという危惧

新予防指針

「郵送検査のみでは、HIV の感染の有無が確定するものではないため、国は、郵送検査の結果、更なる検査が必要とされた者を医療機関等への受診に確実につなげる方法等について検討する必要がある。」

保健所では検査結果の説明及び陽性、陰性に依りて今後の感染予防策や医療機関紹介などの保健指導を行っているが、郵送検査ではこれらの事後対応を確実に行うことができないことは否めず、陽性者が医療機関につながらないのではないかとこの危惧がある。陰性者にも今後の予防策などの教育の機会がないのではないかと、受診に確実につなげることができるのか疑問であるとの意見が出された。

これらのためには、郵送検査業者の結果お知らせ時の陽性等者に対する、保健所・病院の紹介等、陰性者には今後の予防教育を強化していき、その充実度、相談時のカウンセリングの充実度を確認する必要がある。

また、郵送検査はプレ検査として扱い、医療機関や保健所での検査を進めるきっかけになるようにしていき、スクリーニング・確認検査と進めて行くことも検討する必要がある。

7) 郵送検査と保健所業務連携の問題点

郵送検査で陽性等時の対応においては、保健所への急な来所も想定される。医師・保健師が常時対応することは困難である。

保健所へつなぐことをしない場合、保健所の HIV・性感染症検査の役割が減少することにならないよう配慮が必要である。

郵送検査と保健所業務の連携に関する保健所専門職の研修会を行う準備を行い、相談は保健所でもできるシステムにしていく必要がある。

8) 自由に郵送検査キットをもっていく設置方法は困難な面がある

- ・ 保健所内で置き場所を検討すると、保健所に来る限られた人しか目につかない可能性が考えられる。
- ・ 保健所の建物が独立公所ではない場合、自由に持っていく状態にするには医療機器の設置に関する問題がある。これらの解決のためには、郵送検査のポスターを掲示し、郵送検査業者への業務委託にし、検査希望者がポスターの二次元バーコードやサイトから申し込み、取り寄せる作業を行う方法が保

健所と組む検査として可能な手段と考えられる。

9) 検査キット精度調査について検討された

本研究で用いた郵送検査キットは、研究班において実施された『郵送検査の外部精度管理調査』で、100 検体すべての判定結果が一致したことから、感度・特異度ともに 100% 正確であると証明された検査キットであったが、郵送検査キットの説明時に「感度・特異度が 100% である」は通常保健所での検査でも 0.2% は偽陽性であるので、これは間違いではないかとの質問があった。これは、現在、検体数が少ないため 100% であるが、今後も郵送検査における継続した精度調査を実施していけば 0.2% ほどの偽陽性は出てくることは予測できる。今後も郵送検査における精度調査を継続していくことは重要な精度管理になっていくと考えられる。

3. 郵送検査の制度・法的根拠の課題抽出 課題と法令について文献検討した。

1) HIV 郵送検査希望者に検査前に検査及び HIV 感染症に関する十分な情報提供

該当する法令：特になし

- ・ 新予防指針

「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省告示第 9 号 保健所等における検査・相談体制

「都道府県等は、関係機関と連携し、受検者のうち希望する者に対しては、検査の前に相談の機会を設け、必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査を行うことが重要である。」

2) 陽性であった場合の医療機関・保健所・特設検査相談所・相談窓口の案内と受診確認法の充実

該当する法令：特になし

- ・ 新予防指針

「郵送検査のみでは、HIV の感染の有無が確定するものではないため、国は、郵送検査の結果、更なる検査が必要とされた者を医療機関等への受診に確実につなげる方法等について検討する必要がある。」

・保健所では検査結果の説明及び陽性、陰性に依りて今後の感染予防策や医療機関紹介などの保健指導を行っているが、郵送検査ではこれらの事後対応を確実に行うことができないことは否めず、陽性者が医療機関につながらないのではないかという危惧がある。陰性者にも今後の予防策などの教育の機会がないのではないか、受診に確実につなげることができるのか疑問であるとの意見が出された。

3) HIV 検査に関する個人情報の保護の徹底

●受検者の個人情報に対する安全管理措置
「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000057
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
(厚生労働省平成 16 年 12 月 24 日作成)
→廃止し下記を施行
・研究の遂行、研究結果の公表などすべての過程において、調査参加者のプライバシーは完全に保護されていることを確約している。検査の申し込みから検査結果を得るまでは、本人が設定した ID と Password でのみ情報を識別するシステムとしており、個人情報である氏名・住所等は研究者も入手することができず、秘匿性は十分に確保した。

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
(厚生労働省平成 29 年 4 月 14 日通知)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>
・地方では保健所に行く知り合いがいる可能性が高い等検査を受けにくい問題点がある
・カウンセリング方法は郵送検査後に保健所保健師がカウンセリングする
・「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省告示第 9 号 保健所等における検査・相談体制の中で、「都道府県等は、関係機関と連携し、受検者のうち希望する者に対しては、検査の前に相談の機会を設け、必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査を行うことが重要である。」と明記されている。

検査前に対面してのカウンセリングは大変大切ではある。しかし、対面したくないため郵送検査を受けているユーザー調査結果と相反するものとなる。

4) 定期的に適切な査の精度管理の実施

●自施設で測定・判定まで行う場合の人員体制
「検体測定室に関するガイドライン」(厚生労働省平成 26 年 4 月 9 日通知)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580.html>

●(追加参考) 登録衛生検査所は以下を満たす必要がある
「衛生検査所指導要領」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000452014.pdf>
衛生検査所指導要領の見直し等について
(平成 30 年 10 月 30 日付け医政発 1030 第 3 号厚生労働省医政局長通知) に伴うもの
・今後も郵送検査における継続した精度調査を実施していけば 0.2%ほどの偽陽性は出てくることは予測できる。今後も郵送検査における精度調査を継続していくことは重要な精度管理になっていくと考えられる。

●(追加参考) 厚労省ホームページ>検体検査について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02251.html

5) 血液採取過程、検体郵送過程および検査過程における安全性確保

●ランセットの安全な使用法、消毒を含めた指先部穿刺方法等
「検体測定室に関するガイドライン」(厚生労働省平成 26 年 4 月 9 日通知)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580.html>

●ろ紙検体ではなく、血液・血清(血漿)検体輸送時の安全性確保
国立感染症研究所「バイオセーフティ管理室」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-biosafe/946-youkis.html>
WHO「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」 P16~22 参照
https://www.niid.go.jp/niid/images/biosafe/who/WHOguidance_transport13-14.pdf#page=21

- 測定作業者の安全性確保の為の教育・研修等

(追加参考)「衛生検査所指導要領」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000452014.pdf>

衛生検査所指導要領の見直し等について

(平成30年10月30日付け医政発1030第3号厚生労働省医政局長通知)に伴うもの

6) HIV 郵送検査キット(セット)の製造および販売、測定にかかる法等の遵守

＜安全な医療機器を提供する為に＞

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(略:薬機法) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

- 法に則った医療機器の製造(製造販売)体制

(追加参考)医療機器の製造販売手順について(PMDAホームページ)

<https://www.pmda.go.jp/files/000219662.pdf>

(参考1)「組合せ医療機器に係る製造販売承認申請、製造販売認証申請及び製造販売届出に係る取扱いについて」(平成21年3月31日薬食機発第0331002号)

<https://www.pmda.go.jp/files/000158673.pdf>

(参考2)「医療機器の分割販売について」(平成26年4月11日薬食監麻発0411第3号)

<http://www.pmda.go.jp/files/000159436.pdf>

(参考3)「薬機法」第13条第1項(昭和35年法律第145号)最終更新:平成28年12月16日公布(平成28年法律第108号)改正

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=335AC0000000145#133

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造をしてはならない。

(参考4)「薬機法」第23条第2項3

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search

[/lsg0500/detail?lawId=335AC0000000145#286](#)

業として、医療機器又は体外診断用医薬品の製造をしようとする者は、製造所ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けなければならない。

- (追加参考)法に則った医療機器の販売体制

「医療機器販売業者の遵守事項一覧」(東京都福祉保健局ホームページ)

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/sale_leas/sonsyujikou.html

例えば、ランセットは「管理医療機器」管理医療機器を販売・貸与される皆様へ販売・貸与する場合は届出が必要である。

(東京都福祉保健局ホームページ)

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/sale_leas/sonsyujikou/files/kanri_leaf_150401.pdf

- ・管理医療機器販売業・貸与業届を、保健所が保健所に出す必要がある。
- ・「特定管理医療機器(郵送検査キットのランセット(注射針)が該当する)」の取り扱いには、医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」修了が必要となる
- ・医療機関ではない特定管理医療機器管理者のいないところでは配付できない
- ・管理医療機器を取り扱う場合、取り扱う医療機器の区分に応じた資格を有する営業管理者を設置する必要がある。これには医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者がいれば配付可能である。それ以外は販売管理責任者講習の修了が必要である。
- ・管理医療機器販売業・貸与業届が必要となる。

これには保健所に検査キットを設置して配付することは授与になるため、担当課は保健所薬事課に届け出が必要となる。

- ・医療機器の譲受け及び譲渡に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。
- ・今後も郵送検査における継続した精度調査を実施していけば0.2%ほどの偽陽性は出てくることは予測できる。今後も郵送検査における精度調査を継続し

ていくことは重要な精度管理になっていくと考えられる。

- 自施設における検査測定 →衛生検査所として都道府県知事の登録を受けること

「臨床検査技師等に関する法律」(昭和33年法律第76号)

最終更新：平成29年6月14日公布(平成29年法律第57号)改正

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC1000000076_20181201_429AC0000000057&openerCode=1

(追加参考)「衛生検査所指導要領」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000452014.pdf>

衛生検査所指導要領の見直し等について

(平成30年10月30日付け医政発1030第3号厚生労働省医政局長通知)に伴うもの

7) 専門職における研修会

- ・ 郵送検査と保健所業務の連携に関する保健所専門職の研修会を行う準備を行い、相談は保健所でもできるシステムにしていく必要がある。
- ・ 保健所職員にとって、郵送検査に関してまだ情報が少なく、郵送検査の活用に向けた研修会等を開催し、法律上面接を希望する者に面接することになっている

D. 考察

保健所での郵送検査によるHIV検査を実施するには法律上明確な内容での実施が必要であり、据え置き、手渡しでの郵送検査キットの配布のためには、医師・歯科医師・薬剤師の存在か、管理医療機器販売業・貸与業届の必要性が見られた。

また、保健所職員にとって、郵送検査に関してまだ情報が少なく、郵送検査の活用に向けた研修会等を開催し、法律上面接を希望する者に面接することになっていることや、郵送検査の精度管理、住民ニーズ調査の結果等、郵送検査の有効性を認識していく必要があることが明確になった。それらを通し、郵送検査業者と保健所のカウンセリングや検査のフォロー体制について十分な連携を図っていくことも必要である。その後、業者の郵送検査における精度調査の継続、あり方・ガイドラインの充実を引き続き検討していくことが重要である。

郵送検査の導入について、本研究では各都道府県・中核市等の自治体や保健所と、郵送検査を導入する際の課題検討を行った。課題をクリ

アしていく方法は、郵送検査業者のシステムを導入し、郵送検査のポスター・チラシを掲示し、検査希望者がポスター・チラシから検査キットの取り寄せ作業を行う方法であった。相談やカウンセリングについては、郵送検査業者にも業務委託しながら、保健所でもフォローできる体制が十分なフォロー体制となることが分かった。

今後、法律上の明確な内容での実施、フォローアップ体制に関する研修会等の実施、郵送検査業者との十分な連携、検査キットの精度調査の継続等、研究を継続し検査拡大を目指しつつ、郵送検査実施の制度・法的根拠の課題抽出を行い、抽出された課題に対する制度・法について調査を継続する必要がある。

E. 結論

これまで郵送検査の陽性率や受検動機、郵送検査の実用性の調査を検討してきたが、郵送検査の検討実施には、現在、法的に未整備な部分が未だ存在する。

本研究では、2019年度、中核市保健所と共に検討を重ね、HIV検査における郵送検査の導入を試み、郵送検査実施の制度・法的根拠の課題抽出を行い、抽出された課題に対する制度・法について調査した。これらは、2020年度以降の研究であるHIV検査・郵送検査のガイドライン・制度の検討の根拠としていく。

渡會睦子,熊本悦明,萬田和志,野路裕理子,北村唯一.郵送検査における *Chlamydia trachomatis*・*Neisseria gonorrhoeae* の咽頭陽性率.日本性感染症学会誌 2015;26(1),81-90.

法的根拠抽出協力者：野路祐理子

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

- 1) ○渡會睦子,佐々木美奈子,渡辺悦子,山本由加里,砂村京子,妻鹿智晃,岩上優美,吉田理香,伊藤美千代,山本暖子,木村哲.現代の若年者に合った性問題予防教育活動の実践～東京医療保健大学「青少年の性と健康を考え活動する会」(2SK会)活動,保健師ジャーナル 2019;12(75):983-985,1040-1045.

- 2) 渡會睦子.性感染症の予防 中高年の性感染症の現状と予防, 日本臨牀 2019;77(2):358-364.
 - 3) 2018-2020 年度【厚生労働省エイズ対策政策研究事業】「HIV 検査の受検勧奨のための性産業の事業者及び従事者に関する研究」報告書.
 - 4) 2017-2019 年度【科学研究費助成事業】基盤研究(C) 研究代表者「特別支援学校・児童養護施設における性問題予防教材の開発と普及に関する研究」報告書.
 - 5) 2017-2019 年度【厚生労働省エイズ対策政策研究事業】「HIV 検査受検勧奨に関する研究」報告書.
- 2) 第 78 回日本公衆衛生学会公募シンポジウム：シンポジウム 12
襲来が予測される震災に東日本大震災の東北 3 県沿岸部での公衆衛生活動と教訓を活かす
座長：渡會睦子（東京医療保健大学）
廣末ゆか（中芸広域連合介護サービス課地域包括支援センター）
 - 3) 第 78 回日本公衆衛生学会自由集会
保健師の熱き想いと公衆衛生活動
～いのち・こころ・性を守る～
主催：渡會 睦子
内容：シンポジスト（シンポジウム 2・12）との自由討論

2. 学会発表

- 1) ○渡會睦子,柳澤雅子,今村顕史,土屋菜歩：性産業女性従事者の実態と性感染症対策の検討,日本性感染症学会,2019.11.30.京都
- 2) ○渡會睦子,萬田和志,野路裕理子：郵送検査における咽頭・生殖器 *Chlamydia trachomatis*・*Neisseria gonorrhoeae* の年齢階級別陽性率の検討,日本性感染症学会,2019.11.29.京都
- 3) 渡會睦子,萬田和志,野路裕理子：郵送検査における *Chlamydia trachomatis*・*Neisseria gonorrhoeae* の咽頭・生殖器の感染部位・男女別陽性率の検討,日本性感染症学会,2019.11.29.京都
- 4) 渡會睦子,柳澤雅子：性感染症検査における郵送検査の導入に関する研究,日本公衆衛生学会,2019.10.22.高知

3. シンポジウム・自由集会の開催

- 1) 第 78 回日本公衆衛生学会公募シンポジウム：シンポジウム 2：
地域が連携し行う 子どもたちの「生きる力」を育む教育
座長：家保英隆（高知県健康政策部副部長）
渡會睦子（東京医療保健大学）

H.知的所有権の出願・登録状況

- ①特許取得
なし
- ②実用新案登録
なし
- ③その他
なし